

大阪府産材トレーサビリティ管理票

発行日： 年 月 日

発行番号(任意)：

認定素材生産者（認定番号： - 号）

林野庁GLの団体認定番号：

その他の登録・認証番号：

※他制度に基づく証明がある場合は、認定番号及び押印は不要

下記の物件は、合法的に伐採された木材です。

原材料 情報	樹 種	スギ・ヒノキ・その他（ ）
	伐採地域 ※代表地番を記入	
	証明書等 ※一覧より選択 (番号のみ可)	

【認定原木取扱事業者 記入欄】 発行番号(任意)：

認定原木取扱事業者（認定番号： - 号）	
住 所	
樹 種	スギ・ヒノキ・その他（ ）
取扱量(m ³)	
クリーンウッド法登録木材関係事業者：	
☐ クリーンウッド法に基づき全ての原材料情報を収集済みです。 ☐ 当該物件は、合法性確認木材です。 ☐ 原材料情報及び取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であることを踏まえて判断した。	
林野庁GLの団体認定番号：	
☐ 当該物件は、合法的に伐採された木材のみを使用しています。	

※認定原木取扱事業者は、上記枠内に記入後、写しを大阪府木材情報センターに送付すること。

【流通確認欄】

年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
発行番号(任意)：	発行番号(任意)：	発行番号(任意)：	発行番号(任意)：
上記認定原木取扱事業者より 購入・取引（該当に○）	左記事業者より 購入・取引（該当に○）	左記事業者より 購入・取引（該当に○）	左記事業者より 購入・取引（該当に○）
事業者名 	事業者名 	事業者名 	事業者名
住 所 	住 所 	住 所 	住 所
樹 種 スギ・ヒノキ・ その他（ ）	樹 種 スギ・ヒノキ・ その他（ ）	樹 種 スギ・ヒノキ・ その他（ ）	樹 種 スギ・ヒノキ・ その他（ ）
購入・取扱量(m ³)	購入・取扱量(m ³)	購入・取扱量(m ³)	購入・取扱量(m ³)
認定木材加工流通事業者認定番号 認定番号： - 号	認定木材加工流通事業者認定番号 認定番号： - 号	認定木材加工流通事業者認定番号 認定番号： - 号	認定木材加工流通事業者認定番号 認定番号： - 号
林野庁GLの団体認定番号：	林野庁GLの団体認定番号：	林野庁GLの団体認定番号：	林野庁GLの団体認定番号：
当該物件は、合法的に伐採 ☐ された木材のみを使用しています。	当該物件は、合法的に伐採 ☐ された木材のみを使用しています。	当該物件は、合法的に伐採 ☐ された木材のみを使用しています。	当該物件は、合法的に伐採 ☐ された木材のみを使用しています。

※引き受けた管理票は原本として保管する。販売等により引き継ぐ場合は、写しに押印の上、次の取引先へ交付すること（保存期間：作成日から5年間）。
 ※管理票を発行した場合は、取引先名及び取引量とともに、当該管理票の写し（写真可）を大阪府木材情報センターへの送付いただくよう、ご協力をお願いします。

大阪府木材情報センター
（一般社団法人大阪府木材連合会内）

電話：06-6685-3101／携帯：080-4429-2714
 FAX：06-6685-3102／Eメール：info@mokcenter.jp

大阪府産材トレーサビリティ管理票（2枚目）

※流通確認欄が不足する場合は、「管理票（2枚目）」を使用すること。

【流通確認欄】

年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
発行番号(任意) : 左記事業者より 購入・取引 (該当に○)	発行番号(任意) : 左記事業者より 購入・取引 (該当に○)	発行番号(任意) : 左記事業者より 購入・取引 (該当に○)	発行番号(任意) : 左記事業者より 購入・取引 (該当に○)
事業者名 印	事業者名 印	事業者名 印	事業者名 印
住 所 	住 所 	住 所 	住 所
樹 種 スギ・ヒノキ・ その他 ()	樹 種 スギ・ヒノキ・ その他 ()	樹 種 スギ・ヒノキ・ その他 ()	樹 種 スギ・ヒノキ・ その他 ()
購入・取扱量(m³) 	購入・取扱量(m³) 	購入・取扱量(m³) 	購入・取扱量(m³)
認定木材加工流通事業者認定番号 認定番号 : - 号	認定木材加工流通事業者認定番号 認定番号 : - 号	認定木材加工流通事業者認定番号 認定番号 : - 号	認定木材加工流通事業者認定番号 認定番号 : - 号
林野庁GLの団体認定番号 : 	林野庁GLの団体認定番号 : 	林野庁GLの団体認定番号 : 	林野庁GLの団体認定番号 :
☐ 当該物件は、合法的に伐採された木材のみを使用しています。	☐ 当該物件は、合法的に伐採された木材のみを使用しています。	☐ 当該物件は、合法的に伐採された木材のみを使用しています。	☐ 当該物件は、合法的に伐採された木材のみを使用しています。

※引き受けた管理票は原本として保管する。販売等により引き継ぐ場合は、写しに押印の上、次の取引先へ交付すること（保存期間：作成日から5年間）。
※管理票を発行した場合は、取引先名及び取引量とともに、当該管理票の写し（写真可）を大阪府木材情報センターへの送付いただくよう、ご協力をお願いします。

大阪府木材情報センター
（一般社団法人大阪府木材連合会内）

電話：06-6685-3101／携帯：080-4429-2714
FAX：06-6685-3102／Eメール：info@mokcenter.jp